

令和6(2024)年度入学

50 期生

**大阪府立柴島高等学校
ガイド**

目次

ガイド

【1】学習システム	1
【2】物品取扱業者	2
【3】校内ルール	2
【4】スポーツ振興センター「災害共済給付制度」	4
【5】進路	5
【6】PTA活動	6
【7】部活動・生徒自治会	6

柴島高校ガイド

【1】学習システム

総合学科のシステム

- ・一人ひとりの違いを尊重するために、個性的な能力を育むことができるカリキュラム
→約 100 科目から「自分だけの時間割」を作成
- ・1年ごとに科目選択をする。
*カリキュラム表の「選択授業」の部分が、自分が選んだ授業になる。
選択科目は総合選択（系列）、自由選択（教科）合わせて約 100 科目の中から選ぶ。
自分の進路・興味・関心に基づき将来の自分をイメージしながら科目を選択する。

(1)カリキュラム表（50期生）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
1年	現代の国語	言語文化	公共	数学Ⅰ	数学A	化学基礎	体育	保健	芸術	英語コミュニケーションⅠ	英語表現基礎	家庭基礎	情報Ⅰ	産業社会と人間	論理演習	ホームルーム															
2年	文学国語	地理総合	歴史総合	生物基礎	体育	保健	論理・表現Ⅰ	小論文	総探「協働」	選択授業 12単位分						論理演習	ホームルーム														
3年	文学国語	体育	総探「卒業研究」	選択授業 22単位分											論理演習	ホームルーム															

(2)コア・カリキュラムについて

柴島高校では、教育目標を達成するために中心となる授業を設け、それらを「コア・カリキュラム」と呼んでいる。次にあげる5つの授業がそれにあたる。

- 3年間 論理演習（朝学）・・・毎朝10分間で論理力（言語・非言語）の基礎を養う。
- 1年生 ライフプランニング（産業社会と人間）・・・自分の将来を考え、社会参加の力を養う。
- 2年生 協働（総合的な探究の時間）・・・グループで課題解決力を養うと共に、卒業研究を考える。
小論文・・・論理的に文章を書く力を養う。
- 3年生 卒業研究（総合的な探究の時間）・・・個人でテーマを設定し、研究および発表をおこなう。

(3)柴島の学び

成績・進級・卒業に関して

① 単位とは？

1週間に1コマ（50分）の授業を1年間学ぶと1単位となる。例えば1年生の現代の国語は1週間に2コマ（50分×2）授業が有るので2単位になる。1年生ではすべての単位を取れば、ホームルームを除いて30単位を取ることになる。また柴島高校を卒業するためには74単位以上の修得が必要となる。

② 評価について

絶対評価である。他の人と比較するのではなく一人ひとりがどれぐらい課題に取り組み、どの程度達成できたかを評価する。

③ 履修と修得、進級・卒業

授業の欠課時数が法定授業時数(1単位あたり35)の3分の1を超えると「未履修」となり、単位の修得も認められない。また、履修は出来ているが成績が所定の基準に満たなかった科目は「未修得」となる。

1年生の科目の中で1つでも「未履修」となると1年から2年へは進級できない。また、「未修得」となった科目の単位数の合計が12単位を超えた場合も1年から2年へは進級できない。2年から3年へは原則として進級できるが、単位の修得状況によっては、高校を3年間で卒業することができないことが、2年生の時点で確定する。なお「未修得」となった必修科目は、次の年度に「追認」指導を受ける。

柴島高校を卒業するためには、1年生のすべての科目と2年生・3年生の必修科目を履修しており、修得した単位数の合計が74単位以上となる必要がある。

【2】物品取扱業者一覧

追加購入などのときは下記番号に電話すること。

区 分	販売業者	電 話	F A X
教科書・副教材等	青谷書店	06(6322)0221	06(6322)0221
制服	制服のアダチ	06(6912)1322	06(6115)9760
	制服のハセヤ	06(6321)0158	06(6324)3996
	阪急百貨店ユニフォーム	06(6454)9001	06(6313)3062
体育用品	キンキユニフォーム	072(650)2000	072(650)2020
上履き	ワキタスポーツ	06(6701)2101	06(6703)3274

【3】校内ルール

(1)服装・頭髪・装飾品について

登下校および授業中は規定の制服を着用すること。規定の制服以外にも、季節に応じて学校認定のセーター・ベスト・カーディガンをブレザーのなかに着用しても良い。なお、セーター・ベスト・カーディガンは指定のもの以外でも、黒・紺・グレー・白のV首の無地、無柄であれば着用を認めている。

極寒期は登下校時にブレザーの上にコートやマフラーなどの防寒着を着用してもよい。また、授業中に膝掛けを使用することも認めている。ただし、教室内での防寒着の着用および考査時の膝掛けの使用は認めていない。

頭髪は地毛を基本とするので、地毛が明るい場合は「地毛登録」をおこなうこと。ただし、地毛登録をおこなっていても染色や脱色等をした場合は改善の対象となる。

ピアス・ネックレスなどの装飾品は身に付けないこと。ネイルアートやタトゥー等も施さないこと。

(2)携帯電話・所持品について

携帯電話やスマートフォンを使用する際には、公共の場でのマナーを守ること。授業中の使用や着信については一切認めていないので、授業中は電源を切りカバンの中に入れておくこと。また、校内での充電は禁止する。マナー違反や間違った使用があれば一時預かることもある。

校内で金品を紛失した場合や拾得した場合は、生活指導室に届け出ること。

(3)遅刻・授業退室について

① 登校遅刻

8時30分から第0時限の授業が始まる。この時刻以降に登校した場合は「登校遅刻」となる。

② 授業遅刻

登校していたにもかかわらず、授業に遅れた場合は「授業遅刻」となる。

③ 授業退室

授業途中にいったん退室し、再び授業場所に戻る場合は「授業退室」となる。

*上記①～③の場合は、生活指導室（3F）で「遅刻届・入室許可願」に記入し「入室許可証」を受け取り授業に向かうことになる。

(4)通学について

- ① 交通ルールを守り安全を心がけること。自転車を利用する場合は、二人乗り、並走運転、イヤフォン・ヘッドフォンの装着や傘さし等の「ながら運転」はたいへん危険であり、道路交通法でも違反行為にあたることを理解し安全に運転すること。また、校内では所定の自転車置場に駐輪し施錠すること。
- ② 単車（電動キックボード等）および自動車の使用および同乗は禁止する。もし、怪我等で保護者の方が車などで送迎する場合は、担任に連絡し許可を得ること。

(5)下足室・ロッカーの利用 について

- ① 下足ロッカーについては、在籍期間中は同じロッカーを使用し、卒業時に清掃し返却する。
- ② ロッカーには鍵をかけ、貴重品の管理も個人で責任を持っておこなう。
- ③ 下足室やロッカーの上に私物（下足・教科書類等）を放置しない。

(6)食堂使用について

- ①原則として、飲食は食堂内でとること。持ち込む場合は、(7)のルールに従うこと。また、セルフサービスを徹底すること。
- ②営業時間は午前 10：20～午後 2：00 だが、授業中の利用はできない。

(7)飲食物に関するルールについて

- ① 飲食物を校舎内に持ち込む場合は、HR 教室や各階のホールで飲食すること。校舎内での食べ歩き、飲み歩きは禁止。規則が守られない場合には販売を停止することもある。また、下記特別教室では飲食物の持ち込みを禁止している。

<飲食物持込禁止場所>

体育館・剣道場・柔道場・多目的棟・インターネット実習室・マルチメディア教室・総合ゼミ室 LL 教室・第 2LL 教室・図書室・被服教室・福祉棟・理科の講義室および実験室・社会科教室など

*上記以外にも持ち込めない場合があるので、担当教員の指示に従うこと。

② 飲食物持ち込み一覧

飲食物名	校舎・体育館内持ち込み	
	開封前	開封後
紙パック	○	×
缶ボトル・ペットボトル	○	○
弁当類・パン	○	○ ※注 1
アイスクリーム	○ ※注 2	×

※注 1 = 「弁当類」「パン」を開封後に校舎内に持ち込む場合、開封口をしっかりと閉じて中身がこぼれないようにすること。

※注 2 = 「アイスクリーム」は教室内で開封する場合のみ持ち込み可とする。

(8)ごみの分別に関するルールについて

大阪市環境局からの事業所のゴミ分別の指導に基づき、各ゴミの置き場は以下の通りである。

燃える一般ゴミ	ゴミ置き小屋（集育倉庫前）
ペットボトル	ゴミ置き小屋横のコンテナ
プラごみと不燃ごみ	産業廃棄物置き場（食堂斜め前の緑ネット内） ・プラごみ置き場は一般ゴミ小屋の左半分にもあり

*食堂で購入したもののごみは、「食堂用ごみ箱」に必ず捨てること。

*生徒個人の書籍等は、必ず持ち帰ること。

*行事のゴミ出しは別途指示あり。

【4】独立行政法人日本スポーツ振興センター 「災害共済給付制度」

災害共済給付制度に加入している場合、学校の管理下における生徒の災害に対して、その治療費や見舞金が給付されます。請求・給付の手続きは、学校を通じて行いますので、早めに担任または保健室までお知らせください。

■給付の種類と内容

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、文部科学省令で定めるもの （学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病）	
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学中の災害の場合2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通学中の場合1,500万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円〔通学中の場合1,500万円〕
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円〔通学中の場合も同額〕

- JSCが給付する医療費は、医療保険（健康保険、国民健康保険など）の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。
- 上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上のものをいいます。（例えば、被扶養者（家族）である者が病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。）
- 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- 他の法令の規定による給付等（例：条例に基づく乳幼児医療助成）を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

■学校の管理下の範囲

①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合	例 各教科（科目）、特別活動中（学級活動、クラブ活動、運動会、遠足、修学旅行等）
②学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	例 部活動、林間学校、夏休み中の水泳指導
③休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合	例 始業前、業間休み、昼休み、放課後
④通常の経路及び方法により通学する場合	例 登校中、下校中
⑤その他、これらに準ずる場合として文部科学省令で定める場合	例 寄宿舎にあるとき、学校外で授業等が行われるときにその場所と住居・寄宿舎との間を合理的な経路・方法で往復するとき

■加入手続きと共済掛け金の額

災害共済給付への加入は、学校が保護者の同意を得た上で共済掛金を集め、学校の設置者が一括加入の手続きをとりまします。翌年度からは、共済掛金を納めることで加入は継続されます。

共済掛金（年額）

区分	共済掛金額	内訳	
		保護者負担額	大阪府教育委員会負担額
高等学校 全日制	2,165円	1,930円	235円

※負担金額は年額です。共済掛金額には、免責特約<25円>を含んでいます。

独立行政法人日本スポーツ振興センター

大阪給付課 Tel 06-6456-3602 〒530-0001 大阪市北区梅田1-11-4 大阪駅前第4ビル7階

学校安全 Web HP : <http://www.jpnsport.go.jp/anzen/> ※「医療等の状況」の用紙をダウンロードできます

【5】進路

(1)ひとりひとりが希望の進路を実現するために大切なこと。

①明確な目標の設定

→自分の将来の姿を思い描くこと（「ライフプランニング」の授業等で触れます）。

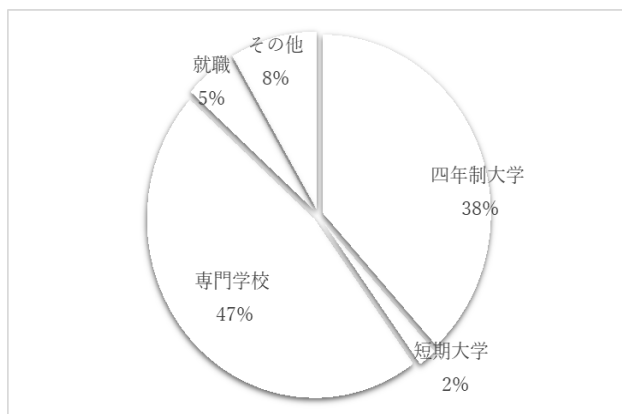
②継続的な学習習慣の確立

→授業に集中する。たとえ短時間でも、必ず毎日、家庭学習の時間を確保する。

(2)進路先まとめ

47期生の進路状況（3月6日時点）

---ここ数年の主な進学先---



〔大学〕

関西大学、立命館アジア太平洋大学、関西学院大学、京都産業大学、近畿大学、甲南大学、龍谷大学、武庫川女子大学、京都外国語大学、京都女子大学、関西外国語大学、京都芸術大学、大阪芸術大学、追手門学院大学、大谷大学、大阪大谷大学、大阪体育大学、大阪成蹊大学、大阪経済大学、大阪経済法科大学、大阪産業大学、大阪商業大学、大阪国際大学、大阪電気通信大学、大阪学院大学、大手前大学、神戸学院大学、千里金蘭大学、宝塚大学、摂南大学、帝塚山大学、阪南大学、園田学園女子大学、佛教大学、桃山学院大学、奈良学園大学、平安女学院大学、大和大学、創価大学、桜美林大学、畿央大学、北海学園大学など

〔短期大学〕

武庫川女子大学短期大学、大阪成蹊短期大学、大阪キリスト教短期大学、大阪城南短期大学、大阪女学院短期大学、大手前短期大学、大阪夕陽丘学園短期大学、大阪芸術大学短期大学部、大阪音楽大学短期大学部、大阪国際大学短期大学部、関西外国語大学短期大学部、近畿大学短期大学部、堺女子短期大学、四条畷学園短期大学、常磐会短期大学、白鳳女子短期大学 など

〔専門学校等〕

愛仁会看護助産専門学校、大阪府医師会看護専門学校、大阪医療看護専門学校、東洋医療専門学校、上田安子服飾専門学校、大阪済生会中津看護専門学校、大阪済生会野江看護専門学校、松下看護専門学校、大原法律公務員専門学校、大阪医療福祉専門学校、ECC国際外語専門学校、ECCコンピュータ専門学校、大阪総合デザイン専門学校、大阪保健福祉専門学校、大阪ビューティーアート専門学校、大阪ECO動物海洋専門学校、大阪ブライダル専門学校、大阪観光専門学校、大阪歯科学院専門学校、高津理容美容専門学校、大阪ベルエビル美容専門学校、ヴェールルージュ美容専門学校、辻製菓専門学校、大阪ハイテクノロジー専門学校、新大阪歯科衛生士専門学校、行岡医学技術専門学校 など

---ここ数年の主な就職先---

西日本高速道路(株)、日鐵住金関西マシニング(株)、山崎製パン(株)、(株)喜八洲総本舗、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)、(株)阪急阪神ホテルズ、シモハナ物流(株)、大阪デリバリー(株)、(株)フリゴ、リゾートトラスト(株)、(株)ロイヤルホテル、伊藤忠食品(株)、(株)ケーニヒススクローネTOKYO、奈良交通(株)、(株)エディオン、こがわ法律事務所、日清住宅サービス(株)、(株)リビラス、(株)資生堂、(株)ファミリア、(有)TBCグループ、(株)イワイなど

(3)奨学金について

無利子や有利子、給付や貸与など、多くの種類の奨学金があります。進路指導部の奨学金係から、別紙プリントが配布されているので、確認してください。なお、「奨学のための給付金」に関しては事務室が担当しています。

【6】PTA活動

(1)PTA 役員会組織

会長、副会長、書記、会計、会計監査委員会、学年委員会、文化委員会、保健体育委員会、人権委員会、施設委員会で構成されています。(R5.2.27 時点の構成)

2023 年度については、新しい組織体制を試行する予定です。

(2)PTA 活動について

ここ2年ほど、コロナウイルス感染症のため活動が制限されていましたが、2022年度は文化祭への参加、人権講演会・文化講習会の主催、2年生「協働」授業における学校改修事業への協力・支援など、様々な活動を行うことができました。詳しい内容は、本校ホームページのブログなどでも紹介しています。

(3)全国高等学校 PTA 連合会 賠償責任補償制度

PTA 単位として同補償制度に加入しています。掛金は生徒1人あたり年間400円です(PTA会費に含まれています)。補償の対象となるのは、①生徒の行為に起因する賠償責任(自転車に乗っている人にぶつかってケガをさせた場合など)や、②PTA活動中での賠償責任などです。詳細は、後日配布される文書をご覧ください。

【7】部活動・生徒自治会

現在柴島高校では以下のような部活動があります。4月のはじめに体験入部期間もあるので、積極的にいろいろなクラブを見学してください。また、生徒会も活発に活動しており、執行部は体育祭や文化祭などの行事を運営したり、生徒全員の意見をまとめて学校生活の改善につながる動きをしたりしています。

運動部	文化部	
硬式野球部	書道部	軽音楽部
女子ソフトボール部	美術工芸部	コンピュータ部
女子ハンドボール部	部落問題研究会	フォークソング部
男子ハンドボール部	韓国朝鮮文化研究会	茶道部
水泳部	アミティエ・ライフを送る会	家庭科研究部
男子バスケットボール部	地域ボランティア交流会	写真部
女子バスケットボール部	中国文化研究会	生物部
陸上競技部	放送部	文芸部
女子サッカー部	演劇部	和太鼓部
男子サッカー部	英語研究部	箏曲部
女子バレーボール部	漫画研究部	文化歴史研究部
バドミントン部	吹奏楽部	手話同好会
男子硬式テニス部		
女子硬式テニス部		
ダンス部		

★データは2021年度のものです。部員数によっては活動していないクラブもあります。

【8】各種用紙

必要な場合は担任に申し出てください。また、ホームページの「在校生保護者の皆さんへ」→「柴島高校ガイド」からダウンロードができます。

(1) * 学校において予防すべき感染症（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症を除く）に係る登校に関する意見書

* インフルエンザに係る連絡票

* 新型コロナウイルス感染症に係る連絡票

学校感染症にかかった場合に使用する。学校感染症は出席停止期間が定められている（規約集参照）。治癒したのちに登校するとき、インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症以外の感染症の場合は医師の証明を受け持参すること。

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の場合は、保護者が連絡票に記入し必要書類（連絡票に記載）を添付して持参すること。

(2) 体育授業の見学届け

病気や怪我など同じ理由で長期にわたって体育の授業を見学することになった場合に使用する。場合によっては医師の診断書を添付する場合がある。

【9】諸届けと手続き

種別	書類受取場所	扱い順序
学校において予防すべき感染症（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症を除く）に係る登校に関する意見書	HP・担任	本人→担任→保健室
インフルエンザに係る連絡票		
新型コロナウイルス感染症に係る連絡票		
公欠願（出席扱願）	担任・顧問	本人→顧問→教科担当の承認を受ける→担任
外出許可届	担任	本人→担任
体育の見学届	HP	本人または保護者→体育授業担当者
住所変更届 通学経路変更届	事務室	本人または保護者→担任→生活指導部→事務室
生徒証再交付願	事務室	本人→担任→生活指導部長→事務室
通学証明書	事務室	本人→事務室
旅行届・学生割引証	事務室	本人→担任→生活指導部→事務室
自転車通学願	生活指導室	保護者→本人→担任→生活指導部
異装届	生活指導室	保護者→本人→担任→生活指導部
アルバイト届	生活指導室	保護者→本人→生活指導部長
掲示物の許可	職員室	事前に現物を持参し集団育成部の許可を得る
出席停止願	担任	本人→教科担当の承認を受ける→担任

意見書の作成について（依頼）

生徒の健康管理について平素からご協力、ご指導を賜りありがとうございます。
さて、当該生徒につきまして、下記の意見書の作成をお願い申し上げます。

学校において予防すべき感染症に係る登校に関する意見書
(インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症を除く)

大阪府立柴島高等学校 年 組 名前

下記の疾患に罹患しましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、____月____日から登校が可能であると判断しました。

第1種 ()

第2種 百日咳 麻しん
流行性耳下腺炎 風しん
水痘 咽頭結膜熱
結核 髄膜菌性髄膜炎

第3種 コレラ 細菌性赤痢
腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス
パラチフス 流行性角結膜炎
急性出血性結膜炎
その他の感染症 ()

学校への連絡事項等

[]

令和 年 月 日 医療機関名：

担当医名： 印

- *この連絡票は、保護者の方が記入してください。
 *医療機関への受診やインフルエンザと診断されたことがわかる書類(処方された薬の袋や説明書、医療機関名と日付が記載された領収書等)のコピーを添付してください。

インフルエンザに係る連絡票

年 組 番 名前

1. インフルエンザ(疑いを含む)と診断された医療機関

受診年月日	令和 年 月 日
医療機関名	
医療機関の住所・電話番号	TEL() -

2. 自宅療養していた期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

発症日	1日目 (発症日翌日)	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目以降 登校可能
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

解熱日	1日目 (解熱日翌日)	2日目	3日目以降 登校可能
月 日	月 日	月 日	月 日

3. 学校への連絡事項等

--

令和 年 月 日

保護者名: _____

【出席停止の基準】発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

*発症日翌日、解熱日翌日を1日目と数えます。

*発症から5日を経過しても、解熱してから2日を経過しなければ登校はできません。

※出席停止期間は基準であり、病状により医師において感染のおそれがないと認められる場合についてはこの限りではありません。その場合は「学校への連絡事項等」の欄に、その旨を記入してください。

*この連絡票は、保護者の方が記入してください。

*医療機関への受診や新型コロナウイルス感染症と診断されたことがわかる書類(処方された薬の袋や説明書、医療機関名と日付が記載された領収書等)のコピーを添付してください。

新型コロナウイルス感染症に係る連絡票

年 組 番 名前

1. 新型コロナウイルス感染症(疑いを含む)と診断された医療機関

受診年月日	令和 年 月 日
医療機関名	
医療機関の住所・電話番号	TEL() -

2. 自宅療養していた期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

発症日	1日目 (発症日翌日)	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目以降 登校可能
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

*無症状の場合は検体採取日を0日目とします。

症状が 軽快した日	1日目 (症状が軽快した翌日)	2日目以降 登校可能
月 日	月 日	月 日

3. 学校への連絡事項等

--

令和 年 月 日

保護者名: _____

【出席停止の基準】発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

*発症日翌日を1日目と数えます。

*発症から5日を経過しても、症状が軽快して24時間程度が経過するまでは登校はできません。

*「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることをいいます。

体育授業の見学届け

令和 年 月 日

期 生 年 組 番

生徒名

保護者名 ⑩

下記の理由により、体育の授業を見学します。

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日まで

記

理由（詳細に記入のこと）

- ・けがの場面 : 授業 ・ 部活動 ・ 登下校 ・ その他
- ・診 断 書 : 未提出 ・ 提出済 (年次)
- ・入 院 期 間 : 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日まで
- ・詳 細 :

(備考) 医師の診断書など理由を証する書類提出は授業担当者と確認してください。